

2024年度事業報告書

特定非営利活動法人 なんみんフォーラム

1 事業の成果

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によれば、2024年末時点で、世界における強制移動を強いられた人々の数は1億2,320万人に上り、過去10年間、前年比で増え続けている。その内訳は、難民約3,690万人、庇護希望者約840万人、その他の国際保護を必要としている人約590万人、国内避難民約7,350万人とされる。国境を越えて避難する人々について、67%は出身国の周辺の国々に逃れ、低中所得国での受け入れは73%に上るなか、世代を越えて、非常に不安定な生活を送っている人々も少なくはない。2024年に向けて再定住先を必要とする難民は240万人と想定されたが、この一年間で第三国への定住を果たしたのは18万8,800人に留まる。シリアなど政情変化があった国においても、不安定な状況は続いており、帰国を選ぶ者もいれば、避難先で暮らすことを選ぶ者もいる。武力紛争や人権侵害、気候変動に起因する移動が複合的に深刻化する中で、世界の難民問題はますます複雑性を増している。

日本は難民認定制度や補完的保護対象者認定制度、第三国定住制度、民間主導の取り組みを含む教育・就労を通じた補完的な受け入れなど、複数の受け入れ経路が存在し、これらを通じて4万5千人以上の難民、庇護希望者、難民に類する背景を持つ人々が暮らしていると推定されている。

政府による2024年の主な受け入れ実績としては、第三国定住制度によって47人が、シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）を通じて3人が新たに受け入れられた。また、4月より、補完的保護の対象者として認定された人々に対しても、政府による定住支援プログラム（半年または1年間）が新たに開始された。

庇護制度に関する実績としては、2023年に可決された「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（改正入管法）」が2024年6月に全面施行され、一部の難民申請者の送還、収容に代わる監理措置、仮滞在許可を取得している者への在留資格付与等が始まった。そのような中、2024年においては、92カ国から12,373人が新たに難民申請を行い（前年比約10.5%減）、12カ国から1,273人が補完的保護申請を行った。難民認定者は190人で、前年より113人減少したが、過去3番目の多さを記録した。その約半数はアフガニスタン出身者であるが、その他88カ国からの出身者も難民認定を受けた。補完的保護や人道配慮による在留許可を含めると、合計2,186人が保護を認められたが、その7割以上はウクライナ出身者が占め、その他12カ国からの出身者が続いた。

難民支援団体からは、依然として多くの庇護希望者が適切かつ迅速な保護を受けられていない現状が指摘されている。とくに、住まいや支援者を確保できない場合の収容継続、地域での生活困窮、国民健康保険へのアクセスの欠如といった問題は深刻であり、こうした状況に関する相談は後を絶たない。また、定住支援についても、十分な支援につながれず孤立する人々の存在が繰り返し指摘されている。来

日経緯が多様化するなかで、より公平なアクセスを担保し、多様なニーズに応えられる支援体制の構築が求められている。

こうした国内外の動向を踏まえ、FRJは全国ネットワークの立場から、2024年4月から2025年3月にかけて、主には以下の取り組みを実施した。

（1）個々の庇護希望者及び難民への支援を行うNGOに対する情報提供等による支援事業

FRJは、改正入管法の施行後の制度や運用や地方入管における対応状況、政府の定住支援プログラムの運用状況、グローバル難民フォーラム等の国際的な動き、海外の好事例、国内の各ステークホルダーの動きについて情報収集を随時行い、加盟NGOをはじめとする難民等への支援を行うNGOや実務家との情報交換の場作りに取り組んだ。

（2）個々の庇護希望者及び難民及び関係者への情報提供、法的および生活上の相談提供等による支援事業

① 「収容代替措置」プロジェクトの実施

FRJは、2012年より、法務省および日本弁護士連合会（以下、日弁連）と、空港において何らかの理由により通常の上陸許可が得られない庇護希望者を対象に、収容を回避する取り組みを行っている。対象となったケースへは日弁連が弁護人を手配し、FRJが住居の提供及びケースワークを実施している。2024年度は、22名（前年比7名増）が対象となり、年度内に21名入管当局からの許可を受け、地域での生活に移行することができた。

② 個々の庇護希望者及び難民のためのポスター・リーフレットの作成

加盟NGO、当事者、出入国在留管理庁（入管庁）、UNHCRなどの協力を得ながら、全国7カ所の空港（新千歳、羽田、成田、中部、関空、福岡、那覇）に設置する庇護制度やNGOホットラインを庇護希望者に伝えるポスター及びリーフレットを10月に改訂・多言語化し、1月までに全国主要空港へ配布し、適宜訪問も行った。改定版では、支援窓口へのアクセス方法や手続きの流れを視覚的に案内できるよう刷新を行っている。また、地方入管向けの新たなリーフレットを作成し、QRコードを通じてウェブ上の相談窓口情報にリンクする形式で整備を続けており、2025年度の配布を目指している。

（4）庇護希望者及び難民支援に関する関係機関との情報交換、協議、難民保護に対する調査研究等を通じた協働事業

① 出入国管理及び難民認定法の改正に関する取り組み

4月に、改正入管法施行に伴うパブリックコメントの募集に際し、加盟団体の意見を集約し、ネットワークとしての見解を提出した。

② 三者協議会

入管庁・日弁連・FRJによる難民問題に関する三者協議を10月および3月に開催し、難民行政にかかるクローズド協議を続けた。また、「脆弱な難民申請者への対応に関する作業部会」を3月に実施し、親を伴わない年少者等、脆弱な難民申請者の一次審査のインタビューへの第三者立会いの取り組みの拡充に向けた協議を実施した。

③ 国内でのネットワーキングとセクターを超えた連携の促進

2024年9月には、国連大学アネックススペースでの外務省およびUNHCR駐日事務所が共催した「第1回日本グローバル難民フォーラム（GRF）ネットワーク会合」に参加した。11月、3月に行われたWelcome Japan CxO Council研究会や、6月の同Council年次会にも参加し、企業関係者との関係構築を実施している。また、難民当事者団体とのインフォーマルな意見交換を行なながら、2月には、難民当事者団体を主対象とするメーリングリストを作成し、情報共有体制の構築に取り組んだ。

地方との連携においては、移住労働者と共に生きる・ネットワーク九州の会員団体として、九州地方の難民支援関係者とも、連携や協力を継続し、大村入管との意見交換会にFRJから代表者を派遣し、加盟NGOとの定例会を活用し、代表者によるブリーフィングの場を作った。

⑤ 海外の難民支援関係者との連携

アジア太平洋難民の権利ネットワーク（APRRN）、国際拘禁連盟（IDC）のネットワーク、アジア太平洋地域の国連機関やNGO間の収容代替措置に関するワークストリームに引き続き参加し、情報連携を続けた。

第三国定住及び補完的受け入れに関する国際会議（CRCP：Consultations on Resettlement and Complementary Pathways）の国別NGOフォーカルポイントとしては、UNHCRや政府窓口と連携しながら、6月の本会議および2月のワーキンググループへの日本の代表者枠の調整に取り組んだ。特に、NGOや難民当事者、自治体や起業家等の新たな参加者の参加準備や資金調達の支援を行った。また、第三国定住と補完的受け入れに関する日本の取り組みについて、共同

でのNGO報告の取りまとめ役となり、議長および各国からの参加者との情報共有に取り組んだ。

(5) 難民問題に関するホームページ、機関紙の発行、講演会、報告会、イベント等による普及・啓発事業

ウェブサイトやSNSを運営し、日本の法制度の課題、難民に関する国内外の動向や、加盟団体やFRJの活動、難民当事者に向けた制度やサービス、プログラムなどに関する情報発信を行なった。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【5,400】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益対象者 範囲	受益対象者 人数	事業費 (千円)
「個々の庇護希望者及び難民への支援を行うNGOに対する情報提供等による支援事業」 (定款5条（1）に掲げる活動)	緊急課題に関する討議など	2024年4月1日～ 2025年3月31日	全国	FRJ加盟 26団体	在日難民 および難民認定申請者	4万5千人以上	710
「個々の庇護希望者及び難民及び関係者への情報提供、法的および生活上の相談提供等による支援事業」（定款5条(2)に掲げる活動）	収容代替措置プロジェクトの実施、難民・難民申請者のための緊急シェルターの運営、Support-Rでの一次相談対応や支援の調整、ウクライナ避難民のためのアニメーションの作成など	2024年4月1日～ 2025年3月31日	全国	FRJ加盟 26団体	在日難民 および難民認定申請者	4万5千人以上	1,406

「庇護希望者及び難民支援に関する期間との情報交換、協議、難民保護に対する調査研究等を通じた協働事業」 (定款5条(4)に掲げる活動)	出入国管理及び難民認定法の改正に対するアドボカシー、法務省及び日本弁護士連合会との難民問題に関する三者協議会の開催、保護措置に関する外務省との協議、国内関係者との連携や意見交換の促進、海外NGOとの連携など	2024年4月1日～ 2025年3月31日	全国	FRJ加盟26 団体	在日難民 および難民認定申請者	4万5千人以上	725
「難民問題に関するホームページ、機関誌の発行、講演会、報告会、イベント等による普及・啓発事業」 (定款5条(5)に掲げる活動)	日本の法制度の課題、難民に関する国内外の動向や、加盟団体やFRJの活動、難民当事者に向けた情報など、オンラインでの情報発信	2024年4月1日～ 2025年3月31日	全国	FRJ加盟26 団体	在日難民 および難民認定申請者	4万5千人以上	710

(2) その他の事業

なし